

5) 北東地区 A の計画

① 現況

中央から東側寄りにあり、ほぼすべてが鬱蒼としたスギ林（樹高約 22m）となっている。



写真 5-8.北東地区のスギ林

② 計画

a 低木林帯

- ・遺構側の幅約 10m は低木性の樹種を植栽する。盛土厚は 30cm とする。
- ・遺構との境付近のナラガシワ等の高木は残存させる。

b 広葉樹林

- ・低木林帯の奥の幅約 45m 程度の範囲である。

スギ林を広葉樹林に転換する具体的な方法として、次の 2 案が考えられる。第 2 案がより自然的な方法であるのでそれに沿って検討を進める。

〔第 1 案〕スギ林を皆伐して広葉樹林造成

- ・スギを伐採して広葉樹高木林を造成する。盛土は 50cm ~ 1m とし、いくらかのアンジュレーション(起伏)のある地形に整地する。その凸部と平部にはそれぞれ乾湿の適正や根の深浅に対応した樹木配置を検討する。
- ・植栽密度は 2000 本 /ha 程度とする。
- ・高木の間には、亜高木・低木性の樹種を植栽し、林床には花の咲く草本や食用となる植物など、改変箇所等での自生種の移植等により植えつける。

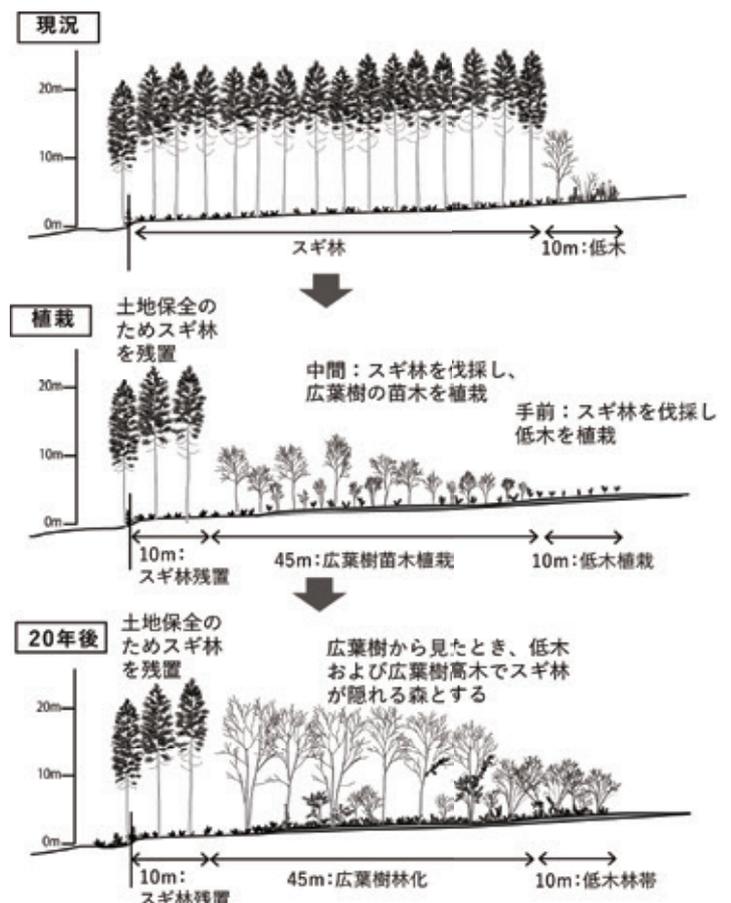


図 5-27.北東地区 A 第 1 案の林の遷移イメージ図

〔第2案〕段階的に広葉樹林に移行

- ・ スギ林の中に直径10m程度のギャップ（隙間空間）が出来よう部分伐採を行い、50cm～1mの盛土を行う。そこに広葉樹を植栽する。
- ・ 10～20年後にギャップ内の広葉樹林の生育を確認した上で、中央部と周辺の残りのスギ林を1～2回に分けて伐採・盛土して広葉樹林を引き続き育成する。

c 残置スギ林

- ・ 北側の指定地外との境界は幅10m程度の現状のスギ林を土地保全等の観点から残置させる（北西地区に比べ、指定地外の傾斜は緩い）。盛土は行わない。

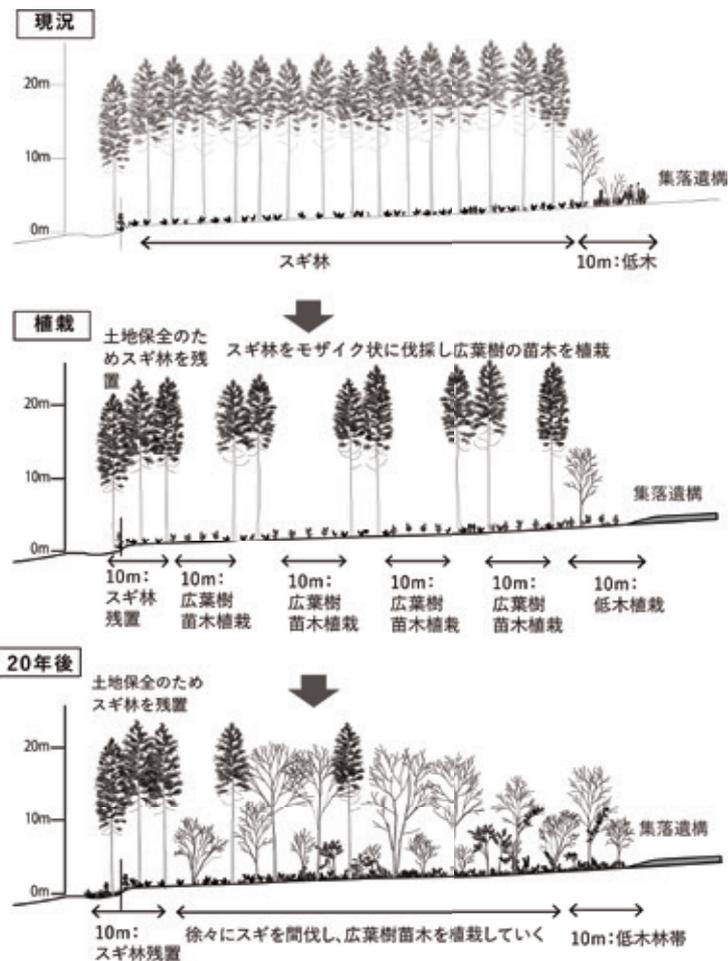


図 5-28.北東地区 A 第 2 案の林の遷移イメージ図

6) 北東地区 B

① 現況

北側はスギ林が大半を占めるが、遺構側の境には広葉樹高木がやや見られる。



写真 5-9.遺構側から見た北東地区東側のスギ林、奥にクヌギの大木がある

② 計画

a 低木林帯

- ・遺構側の幅約 10m は、ナラガシワ (胸高直径 54cm、高さ 15m)、ホオノキ (胸高直径 47cm、高さ 16m)、コブシ等の広葉樹高木を残存させ、その間に幅 10m 程度に低木性の樹種を植栽する。
- ・盛土厚は 30cm 程度とする (残存広葉樹の根元の盛土厚は少し薄くする。) この箇所の遺構内にはハンノキ林があるが、早生樹のハンノキと外来のキリは伐採する。

b 広葉樹林

- ・低木林帯の奥の幅約 25m 程度の範囲
- ・広葉樹林造成 (第 1 案) 又は広葉樹のギャップ植栽のスギ林 (第 2 案)
- ・各案の内容は北東地区 A におおむね同じ。

c 残置スギ林等

- ・北東側の指定地外との境界は幅 10m 程度の現状のスギ林を土地保全等の観点から残置させる (北西地区に比べ、指定地外の傾斜は緩い)。盛土は行わない。
- ・この範囲には、クヌギの大木 (胸高直径 84cm、高さ 22m) が立っており、シンボリックな存在として残す。

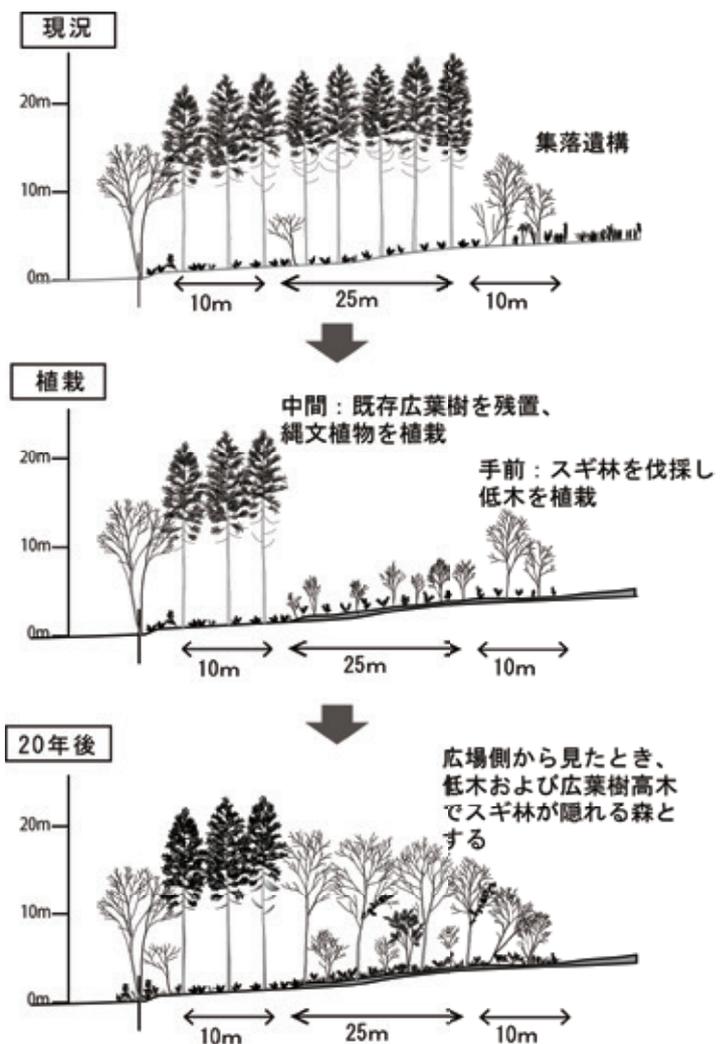


図 5-29.北東地区 B の林の遷移イメージ図

第7節 案内・解説施設に関する計画

(1) 基本事項

案内・解説施設の整備にあたっては、利用者の視点に立ち、分かりやすい内容に努めるものとする。

また、第9節に示す通りガイダンス施設による解説展示を実施予定であることから、史跡指定地内の案内・解説施設はその補完的役割とし、整備にあたっては自然環境に囲まれた耳取遺跡の景観の魅力を損なわない最小限の整備とする。

(2) 案内・解説施設の種類について

案内・解説施設としては以下のものを想定する。

1) 標識（サイン）

- ・案内標識：公園内の全体を案内するもので、史跡概要、施設位置及び現在地を表示する。
ガイダンス施設及び史跡指定地の入口付近に設置する。
- ・誘導標識：車や人の誘導を行なうもので主要施設までの方向及び距離を表示する。動線上の必要な個所、特に分岐点に配置する。またアイストップに設置して遠くから目線を引き付けて誘導する効果もある。
- ・解説標識：対象物の内容を紹介するもので、名称及び解説を表示する。文章および写真、イラストなどを用いる。
- ・名称標識：そのものの名称を表示する。園名盤も名称標識の一種。
- ・禁止標識：危険な場所へ進入禁止や禁煙など禁止事項を表示する。交通標識などもこれに入る。

なお、いずれの標識についても、利用者が速やかに内容を理解しやすいようピクトグラムや平易な文章表現を用いる。

2) 模型

ジオラマなど立体的な模型による表示で対象を見て分かりやすく表現する。特に現在の姿や景観との対比で昔の様子を示す場合などは有効である。

3) 仕様の検討

本体（支柱と板の貼り付け下地）は、木材や金属、石材、樹脂系など素材や仕様は様々であり、各標識の目的や設置場所の状況に応じて適切な素材を選択する。

また、大型のものは基礎工事が必要となるが、地下の遺構を傷めないよう留意する。

基本は目線の高さと見やすさを考慮した仕様とする必要がある。

盤面に関しては紫外線などに対する褪色防止や、風圧などに対する転倒防止、接触した時の安全対策などの技術的な検討が要求される。

以下に案内・解説施設に関する指針を示す。

(3) 表示内容の検討

目的に応じた表記を行なうが、表示盤面の制約があり、簡潔で分かりやすいことが求められる。文字書体や文字の大きさと色、盤面の色なども検討される。また分かりやすい絵文字・ピクトグラムもよく採用される。

(4) 標識配置計画

耳取山周辺における標識の配置については図 5-30、史跡指定地内における標識の配置については図 5-31 に示す。

耳取山周辺における本史跡への案内・誘導については、メインエントランスとなるガイダンス施設の付近に総合案内サインを設置する。また、麓から史跡へアクセスする 5 ルート（車両系 1 ルート、歩行系 4 ルート）の麓の起点に誘導標識を設ける。

史跡指定地内における案内・誘導については、メインエントランスとなる史跡指定地の北東部に総合案内標識を設ける。その他に 3 箇所ある史跡指定地への進入口および分岐点は誘導標識を設ける。

解説標識は、史跡指定地内の最も標高の高い中央部園路沿い、晩期集落の北側、集落内の住居形状や規模などを示すための標識を設ける。

なお、史跡指定地内は見通しが効くことから、景観を損なわないよう標識数はできる限り必要最小限にとどめる。

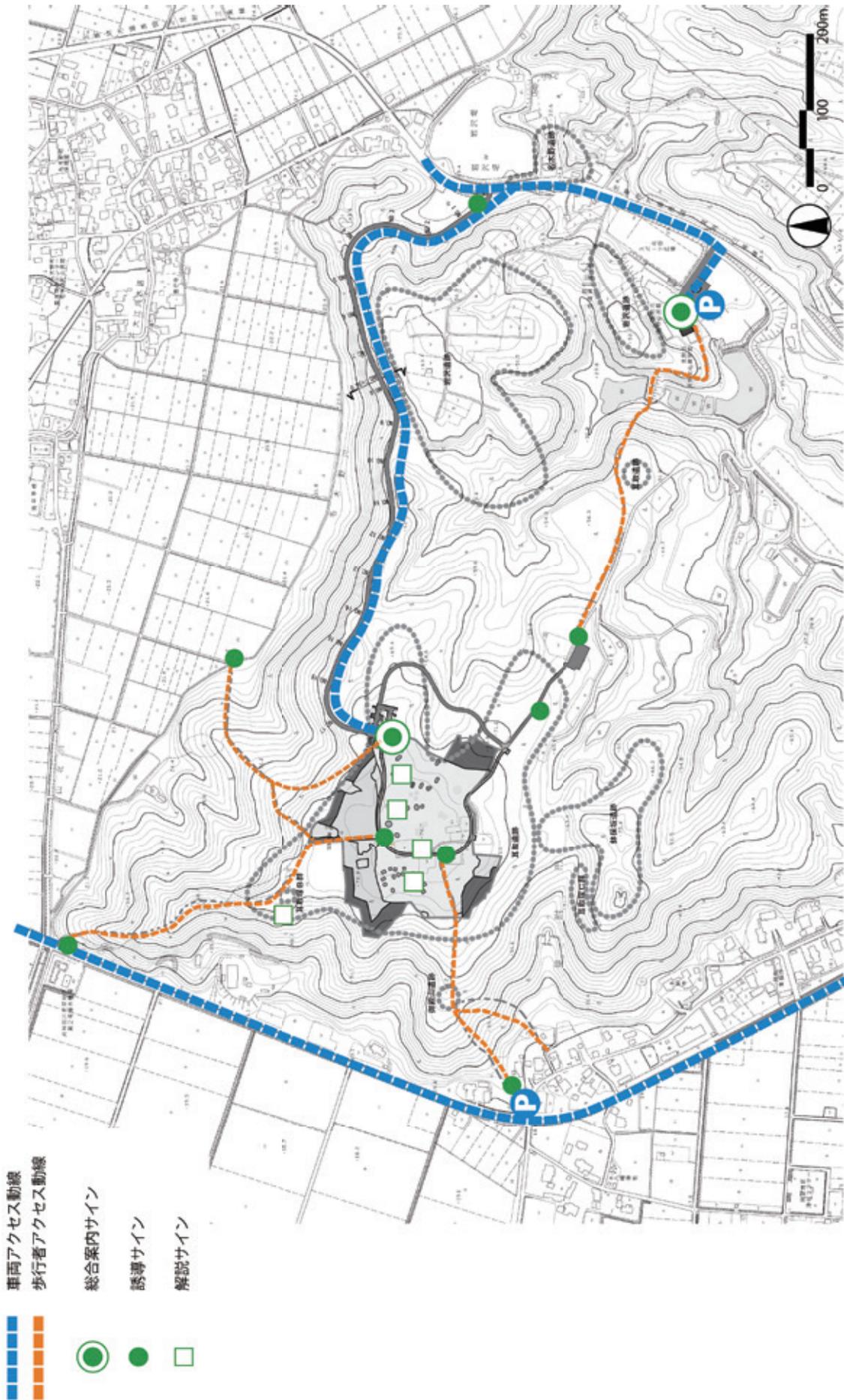


図 5-30.サイン計画配置図（広域）

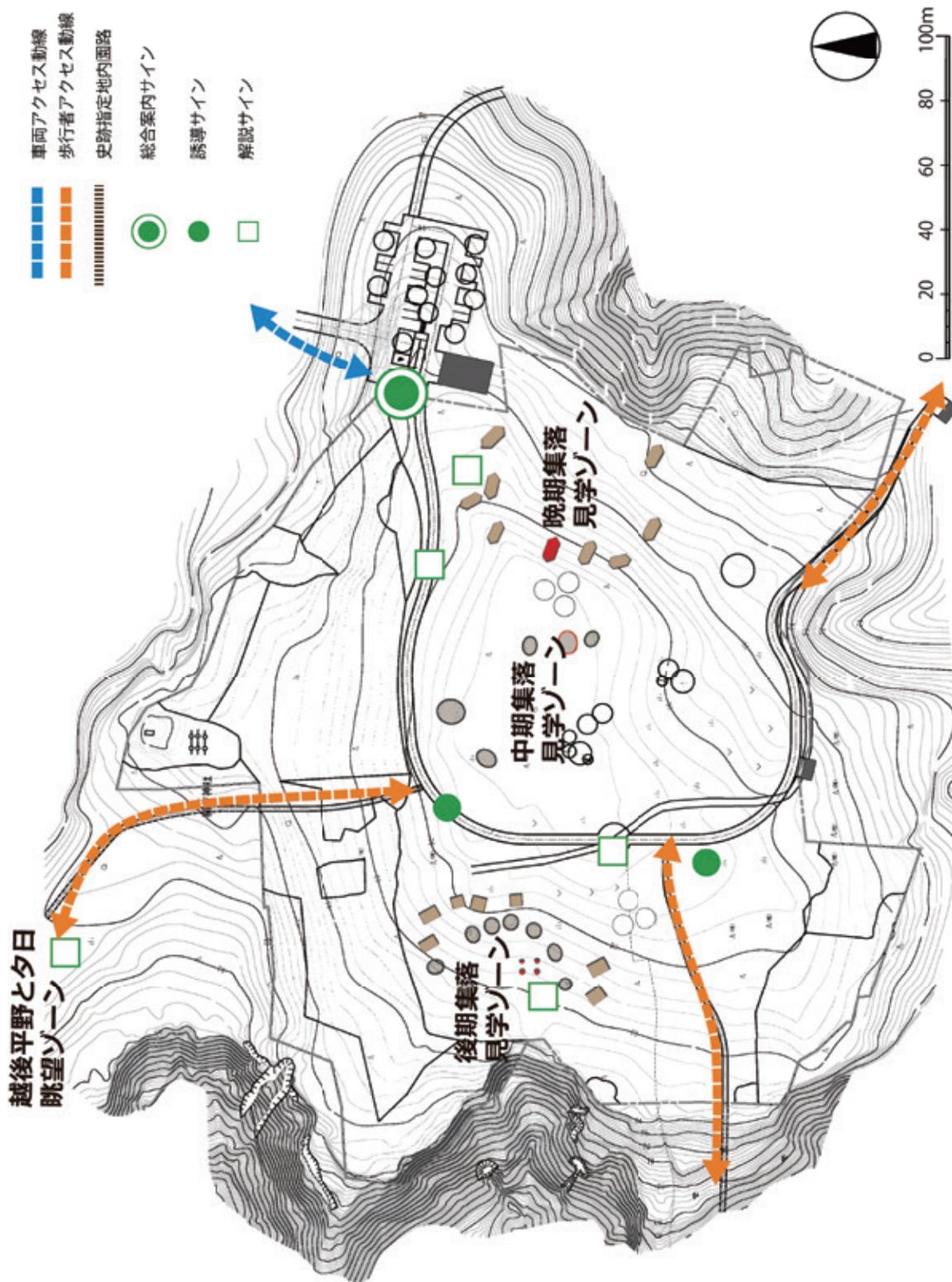


図5-31.サイン計画配置図（史跡指定地内）

(5) 標識（サイン）デザインの検討

標識のデザインについては、できる限り本史跡の遺構見学の妨げにならず、周辺景観に調和したものとする。なお、「形状」、「色彩」については見附市の「サイン統一方針」(平成26(2014)年)に準拠したものとする。

「サイン統一方針」

見附市が設置するサインの統一化することで複数のサインが相互に関係をもちながら効果的に機能するため、一定の方針を定めた。

(1) 対象

見附市各課局が設置するサインを対象

- ①観光案内
- ②ウォーキングロード・サイクリングロード
- ③文化財・名勝・史跡 ☆本計画に該当
- ④その他これらに類するもの

※以下のものは対象外

「公共施設案内」「車両誘導案内」「歓迎」など、既に設置済みのもので、今後も引き続き設置していくもの

(2) 形状

長方形

(3) 色

基調色：ネーブルグリーン・レモンイエロー

協調色：現在地（最上位色、禁止・高度の危険など）

…日塗工 D05-40X

史跡・歴史的建造物…日塗工 D99-30P

案内・情報、公共施設…日塗工 D15-70V

(4) 書体

和文字 新ゴシリーズ（モリサワ）

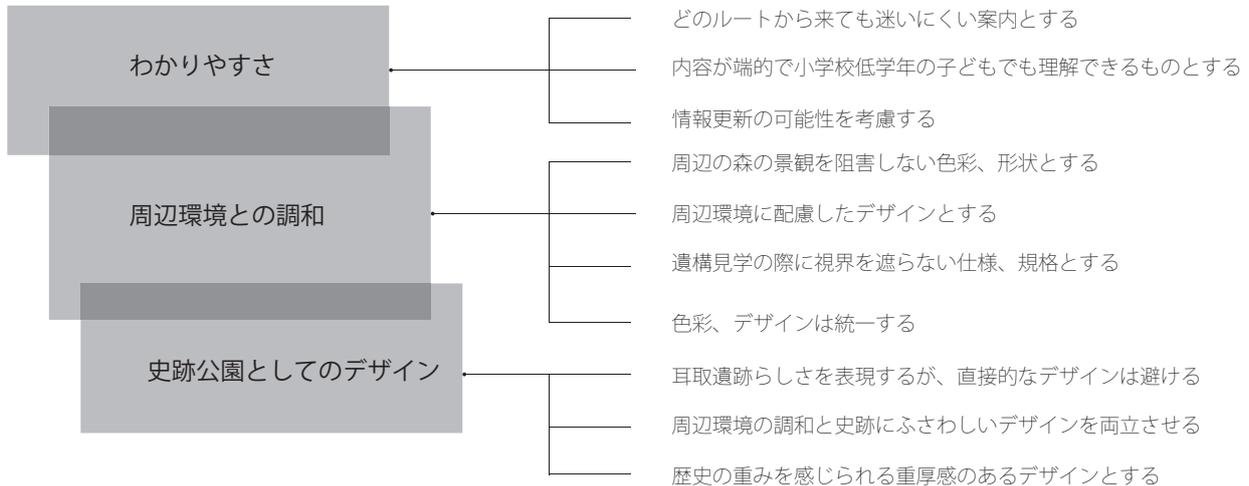
英数字 ヘルベチカシリーズ

(5) ピクト

標準案内用図記号ガイドライン

他、見附市オリジナルのピクト

本史跡は、人工構造物の見えない自然に囲まれた場所に位置することから、前述の方針に加え、本施設では以下のサイン整備方針を設定し、これに沿ったデザインを検討する。



なお、参考として、以下に「サイン統一方針」に沿ったサインデザインの一例を示す。

1) 総合案内標識

総合案内標識は、本史跡の導入部となることから、視認しやすいように幅 1,200mm、高さ 2,000mm 程度とする。

形状は「サイン統一方針」に沿って方形とし、本体色彩はネーブルグリーンとレモンイエローとする。

表示面には、施設全体の案内図と本史跡の概要を示す。



図 5-32.総合案内サイン
整備イメージ図

2) 誘導標識

誘導標識は、本史跡の遺構見学や周辺景観との調和に配慮し、細長い方形とする。寸法は幅150mm、高さ1,500mm程度とする。

形状、本体色彩は、「サイン統一方針」に沿ったものとする。

表示面には、本史跡内の各施設までの距離と方角を示す。

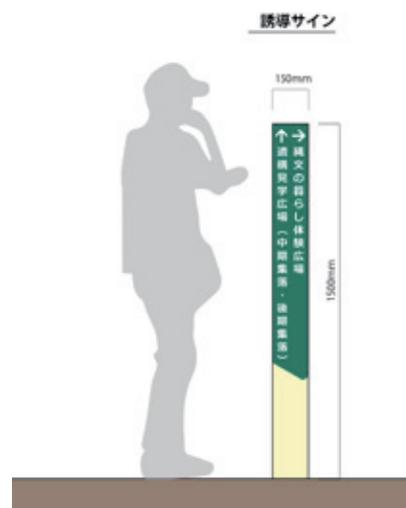


図 5-33.誘導サイン
整備イメージ図

3) 解説標識

解説標識は、本史跡の遺構見学の妨げにならないよう背の低い斜板型とし、幅500mm、高さ650mm程度とする。

形状、本体色彩は、「サイン統一方針」に沿ったものとする。

表示面には、各遺構等の解説を示す。



図 5-34.解説サイン
整備イメージ図

(6) デジタルコンテンツの導入検討

昨今は、スマートフォンなどの携帯端末の性能向上および普及率の増加から、デジタルコンテンツを用いた展示開発を行っている事例も多く見受けられる。

本史跡においても、3時期の遺構を的確に伝え、維持管理が容易であるという側面から、デジタルコンテンツの利用が期待される。

その一方で、デジタルコンテンツ技術は日進月歩であり、現在、他施設で導入しているものが今後も最良であるとは限らない。

以下に、デジタルコンテンツの導入事例を示すとともに、今後のデジタルコンテンツの方向性について専門家にヒアリングした結果を示し、本史跡におけるデジタルコンテンツ導入を検討する。

1) 将来的なデジタルコンテンツの役割について

本史跡の全共用開始は、現時点の事業計画では10年以上先となる。

デジタルコンテンツの現在の動向をふまえ、今後の方向性やデジタルコンテンツの担うべき役割について整理する。

① デジタルコンテンツの効果的な活用の方針

ヒアリングにある通り、史跡内で携帯端末を見ながら移動することは難しく、操作に集中する必要があることから、同時にCGによる風景や解説を理解することは困難である。

また、携帯端末による情報発信は一方通行となりがちだが、ハンズオン展示などのように参加体験や、触れたり動かしたりする動作を伴う情報伝達のほうが、より印象に残りやすいことが明らかとなっている。

以上から、デジタルコンテンツの効果的な活用方法として、以下の方針を設定する。

- 解説標識やパンフレット、ガイダンス施設と相互連携による情報伝達を基本とし、デジタルコンテンツのみで完結しない。
- 携帯端末の画面内で完結するのではなく、プロジェクションマッピング技術などにより実物（復元住居や自然環境、遺構の平面表示）と組み合わせた情報発信を行う。

② デジタルコンテンツの活用提案（一例）

● 復元住居内における縄文の暮らし再現

- ・ 復元住居内は、暗所であることからデジタルコンテンツを展開する空間として有効である。
- ・ プロジェクションマッピングを使ったCG動画により住居内での暮らしを再現し、携帯端末などにより、調理やものづくり等の暮らしのシチュエーションを切り替えられる。

● 屋外ナイトミュージアム

- ・ 夜だけのコンテンツとして、プロジェクションマッピングによる縄文集落や縄文人の暮らしを再現する。
- ・ 縄文人が実際に動くプロジェクションで暮らしぶりを解説したり、自分たちの作った弓矢で、プロジェクションマッピングで浮かび上がった獣を狩猟したりする。

● 供用開始前の市民モチベーションを上げる仕掛け

- ・ 全供用開始前の段階においても、本史跡の本質的価値を伝え、ファンを増やしていく取組は必要である。
- ・ 簡易なデジタルコンテンツを活かした史跡イベントを実施し、市民に分かりやすく耳取遺跡の当時の様子を伝えるとともに、市民の本史跡に対する愛着や誇りを醸成することも可能である。

第8節 管理施設および便益施設に関する計画

(1) 基本事項

史跡指定地内において、イベントや体験などを想定していることから、トイレおよび荒天時などに避難できる休憩施設を史跡指定地周辺に設置する。

史跡指定地周辺は、上水道や電気などのインフラ施設が未整備であるため、その必要性および整備コスト等をふまえて適切な手法、引き込み経路などを検討する。

現状は森林に囲まれ人工構造物が視界に入らない良好な景観であることから、遺構見学エリアの範囲から便益施設などが過度に目立たない配置とする。



写真 5-10.石の足と木の座面の自然素材を用いたベンチ
(岩手県御所野遺跡)

(2) 便益施設

史跡指定地周辺の便益施設は、縄文の環境・景観を損なわないよう最小限の設置数にとどめるとともに、自然に調和し主張しすぎないデザインとする。

史跡指定地周辺に設置する便益施設を表 5-5 に示す。

表 5-4. 史跡指定地周辺の便益施設

便益施設	基数	利用イメージ
管理棟 (受付、研修室、休憩室、 トイレ)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡指定地での施設案内、体験受付 ・ 体験プログラムの実施 ・ 休憩 ・ 荒天時の避難
トイレ・洗い場	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見学・イベント時の利用 ・ 炊事やものづくりを伴う体験のためにトイレと洗い場を併設する。
ベンチ	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見学時の休憩

(3) 管理施設

史跡指定地の「遺構見学ゾーン」、「三千年の森」については、平常時は電気および給水が必要としない活動を行う場とする。

「縄文の暮らし体験ゾーン」については、ものづくり体験や宿泊体験を想定していることから、指定地外に電気・給水設備を敷設する。

1) 電気設備計画

電気配線はアクセスルート沿いに引き込み、史跡指定地の北東にある管理棟および、2箇所のトイレ・洗い場に電気を供給する。

史跡指定地内でイベントを行う際には発電機等の仮設設備を導入する。

照明設備その他の電気設備は史跡指定地には設置しない。

2) 給排水設備計画

給水設備は電気設備同様にアクセスルート沿いに引き込み、史跡公園管理棟および2箇所のトイレ・洗い場まで水道管を敷設する。

体験やイベントで水道を使用する範囲は図 5-35 の橙色のエリアとし、給水管は史跡指定地内には配管しない。

史跡指定地内での植栽への散水は、トイレに散水栓を設置し、備品の散水設備をそこに接続して行うこととする。

下水道整備は幹線まで距離がありコストや工期がかかること、環境への影響が大きいことから、史跡指定地外に合併処理浄化槽を埋設することとする。

雨水排水設備は景観に配慮したものとし、排水明渠（開渠）、暗渠パイプを敷設する。

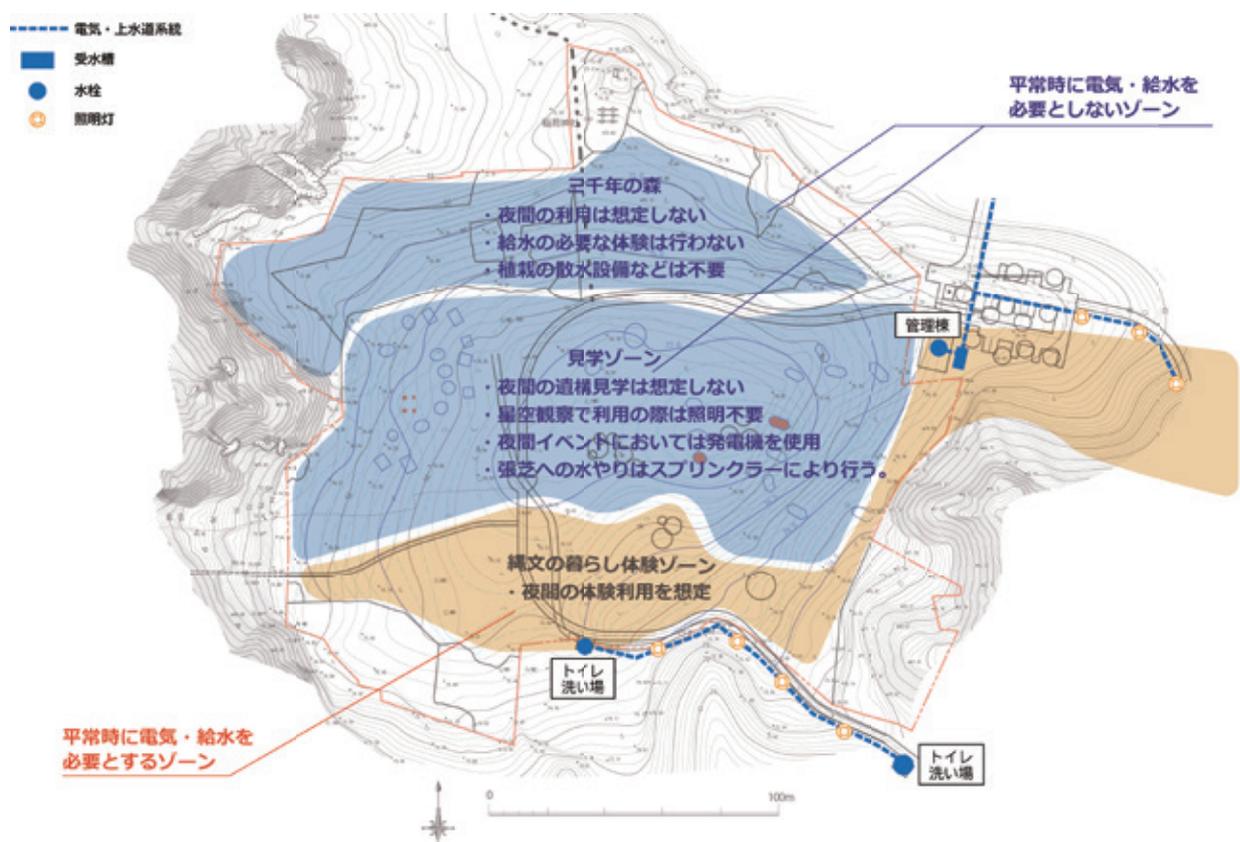


図 5-35.電気・上水道の利用想定

3) 管理棟

史跡指定地の北東端付近には管理棟を設置し、常駐のスタッフを配置する。

史跡指定地周辺におけるガイドや体験プログラムの受付を行うほか、見学時の休憩や緊急避難、ガイダンスの場として利用する。

多目的ホールは野外に出る前のレクチャー等を行うことができるようフレキシブルな空間とする。また野外活動での泥汚れなどを洗い流すためのシャワールームやトイレを完備し快適な活動を促進する。

管理者スペースとして、来訪者の受け入れに対応する受付・事務室をはじめ、展示・体験学習で使用する機材を収納する準備室やスタッフ、ボランティア用の会議室や休憩室を設ける。また受付・事務スペースには緊急時の医務室としての機能も検討する。

主な機能としては、以下のものを想定する。

■諸室レイアウトイメージ

※管理棟・・・1棟 (300㎡程度想定)

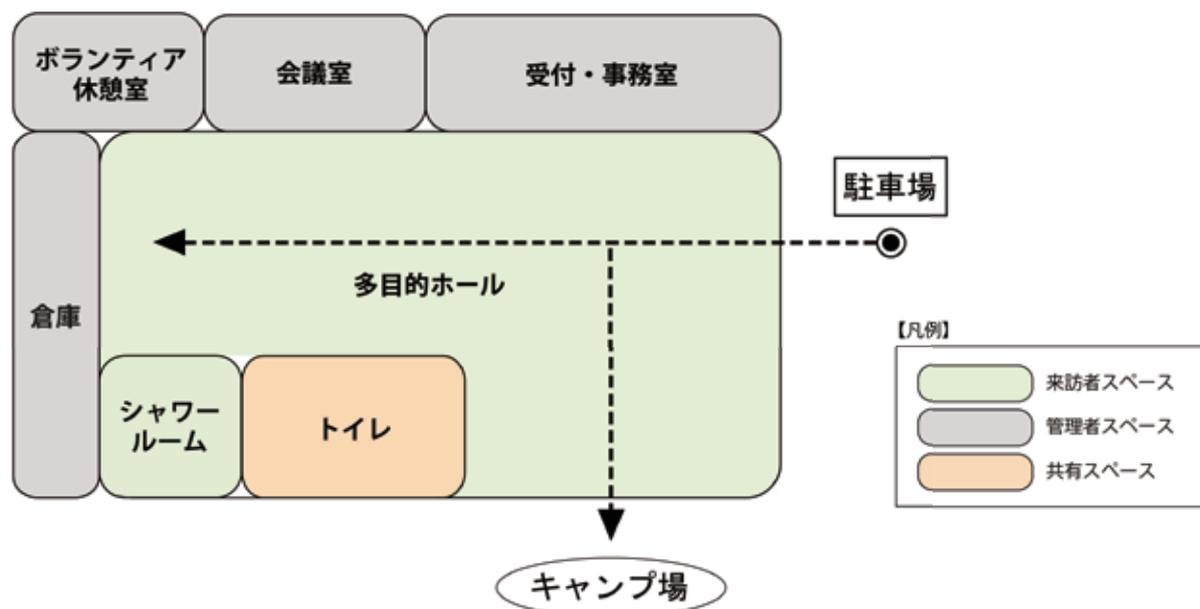


図 5-36.管理棟 平面ゾーニング計画

第9節 公開・活用のための施設に関する計画

(1) 史跡指定地内とガイダンス施設の役割分担

本施設は、縄文時代や縄文人の暮らしに触れられる場であるとともに、三千年の森をとおして、縄文人が触れていた自然を感じられる場とする。

その中で、史跡指定地は体験学習の場として、遺構や自然環境を通じた縄文の暮らしなどを体験する。

ガイダンス施設は学びの場として、本史跡の周辺の縄文遺跡や全国の縄文遺跡との比較による特徴、耳取遺跡の情報などを展示する。

ガイダンス施設は耳取遺跡の概要や歴史をわかりやすく紹介するとともに、来訪者を遺跡へ誘導するための拠点となる。

1. 史跡公園とガイダンス施設の役割分担



図5-37.史跡指定地とガイダンス施設の役割分担

(2) ガイダンス施設が担う主な機能

ガイダンス施設が担う主な機能を表 5-5 に示す。

来訪者向けのスペースとして展示室と体験学習室を設ける。展示室では解説パネル、模型展示や遺物展示等を行う。

体験学習室では、小中学校の歴史学習の場として、縄文時代の文化やくらしを体験し学べる空間とする。また、隣接する北谷公民館の諸室を活用した体験プログラムも検討する。

管理者のスペースとしては、来訪者の受け入れに対応する受付・事務室をはじめ、展示・体験学習で使用する機材を収納する準備室やスタッフ、ボランティア用の会議室や休憩スペースを設ける。

表 5-5. ガイダンス施設の担う役割

機能	概要	必要な設備など
展示	・耳取遺跡の集落の様子、出土品、暮らしなどについて、パネルや実物、模型などを交えて展示する。	解説パネル、模型、展示ケース など
広報	・本史跡に関する研究成果やイベントの情報を発信できる掲示スペースおよび端末を設置する。	掲示スペース、PC 端末、デジタルサイネージ など
調査研究	・本史跡に関する調査研究を行う。	作業スペース、収蔵庫 など
学習・体験	・本史跡に関する講座や講演会、体験プログラムを企画実施できる場を確保する。	長机、イス、手洗い場 など
ボランティアの居場所と市民参加の場提供	・管理運営等に関わるボランティアが休憩、会議、軽作業などを行える場を確保する。	長机、イス など
休憩	・本史跡の見学時などに休憩できるスペースを確保する。	ベンチ など

上記をふまえたガイダンス施設の平面ゾーニング図を図 5-38 に示す。

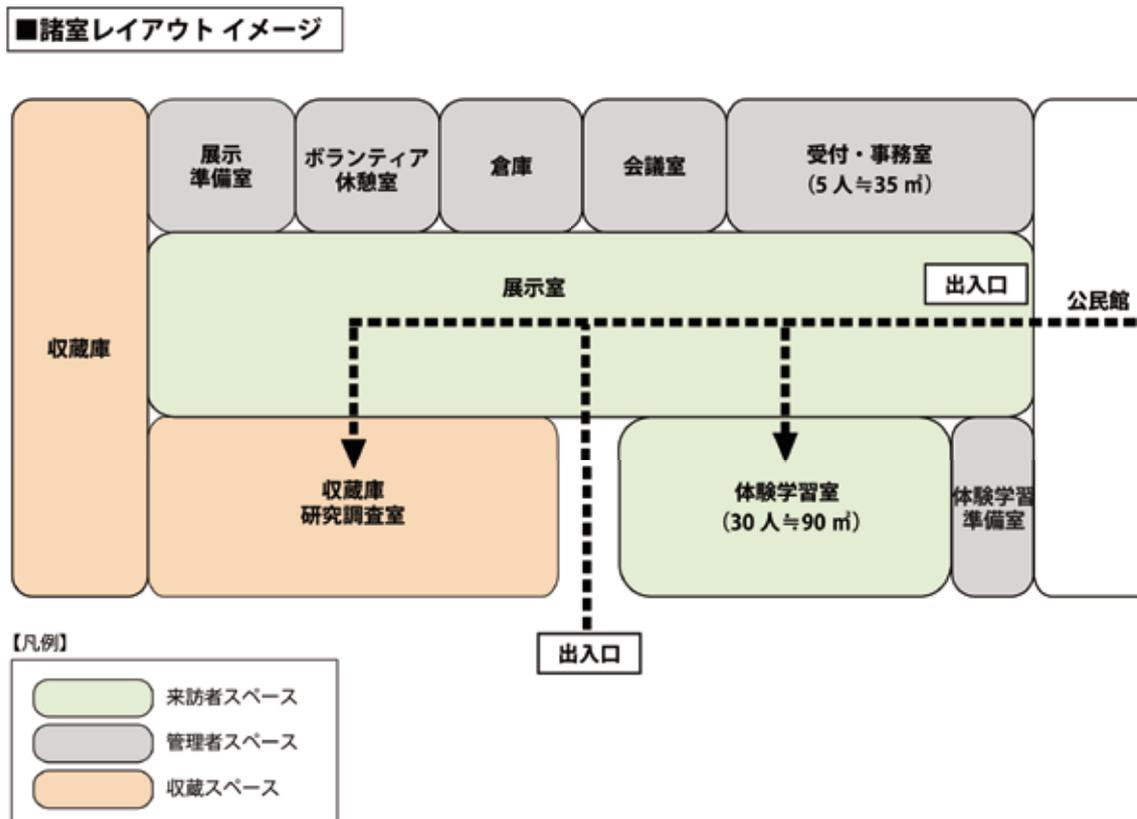


図 5-38. ガイダンス施設 平面ゾーニング図

(3) 展示シナリオのテーマ

ガイダンス施設の展示においては以下のようなテーマを想定するが、今後も引き続き、官民の参画による展示シナリオの検討などは継続的に進めていくこととする。

【テーマ例】

- 1) 耳取遺跡の発見と発掘調査
- 2) 耳取山のなりたち
- 3) 耳取山の自然
- 4) 耳取遺跡と周辺の遺跡
- 5) 発掘調査でわかった耳取遺跡
- 6) 縄文人のムラ
- 7) 縄文人が手にしたモノ
- 8) 君も縄文人になろう！（体験コーナー）

第10節 周辺地域の環境保全に関する計画

(1) 基本事項

本整備基本計画の実施に当たっては、遺跡指定地の周辺地域にある遺跡包蔵地（耳取遺跡、岩沢遺跡など）をはじめ、それらを含む周辺地域の環境や独立している丘陵地形への影響が最小限になるよう配慮するものとする。

1) 景観の保全と憩いの場の整備

耳取山の周辺の平野部には、住宅や農耕地が広がっており、耳取山全体の優れた景観の存続に支障のないよう十分に配慮する。

特に、整備に伴い周辺景観への影響がないよう、立地環境に適した植物を選定して適切な方法で植生の育成を行い、一帯の緑豊かな自然環境の維持・保全に留意する。

さらに、地域と共存し、市民の生活に潤いを与え憩いの場となるような風景のある自然空間の整備を目指す。そして、地域の生活環境と史跡の積極的な利用が共存できるように努める。

2) 土地の保全と災害防止

指定地内の盛土等の地形改変が周辺地域へ悪影響が及ばないよう極力配慮が必要である。さらに、指定地外の道路建設や建物の建築、施設の造成等の改変に伴い、一帯の土地保全や災害防止に支障が生じないよう特段の配慮を行うものとする。

特に、アクセス道路の切土・盛土や構造物の検討に関しては、斜面の安定性に最大の注意を払うとともに、法面形状は周囲の地形に馴染ませるよう配慮を行う。

また、法面等の改変箇所では、在来種等を採用し植栽植物が定着しやすいような方法で緑化を実施し、さらに周辺の自生種が自然定着するよう十分に配慮を行うものとする。



写真 5-11.耳取山の北端付近の春の景観



写真 5-12.丘陵西側保安林斜面一帯

3) 森林環境の保全

指定地の周辺の段丘斜面一帯には、コナラ林やスギ植林が分布しており、特に南西側の保安林等の範囲を含めて森林環境の保全に影響が無いよう十分に留意して整備を行う。

4) 貴重な動植物の保全

指定地の周辺地域には、国・県レッドリスト掲載種の貴重な動植物が多数分布する。これらの動植物については、生育・生息地の改変が見込まれる場合は、移植等の保全措置を検討する。貴重な猛禽類については、工事实施前に生息状況・繁殖状況等を確認し、繁殖が予測・確認された場合は付近の工事時期は繁殖期を避けるなど十分に配慮を行う。

また、史跡周辺のカタクリ群生地は希少な環境であることから、盗掘や採取をしないよう注意喚起などに努める。

5) 地域の植物の育成

周辺地域には地域を代表する春植物（カタクリ）などが分布しており、優れた自然環境が現存しており一大特色と言える。このため、特にアクセス道路の改変区域にかかるそれらの植物（山菜等を含む。）については、その周辺や縄文植物園などに移植して活用・存続に努める。

史跡周辺のカタクリ群生地は希少な環境であることから、盗掘や採取をしないよう注意喚起などに努める。

また、新たに植栽する場合は、地域遺伝子の保全のため、耳取地内に自生する樹種を基本的に採用し、同一の生態系にある周辺地域に拡散の恐れのある外来種等は使用しない。

第11節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

(1) 耳取遺跡と見附市内の遺跡や施設との連携

1) 周辺の遺跡との連携

旧石器時代の遺跡として田井遺跡があり、黒曜石製の細石刃や細石刃核などが採集されている。

縄文時代の遺跡として耳取塚群、鉢保坂遺跡、岩沢遺跡、名木野遺跡などがみられる。耳取塚A群1号塚の旧表土下からは、信濃川下流域では稀な草創期の土器が出土している。岩沢遺跡では中期中葉の竪穴建物2軒と土坑2基が確認されている。今後の調査研究により耳取遺跡との関連性の把握が求められる。

弥生時代の遺跡としては、岩沢遺跡、高稲場遺跡があげられる。岩沢遺跡では竪穴建物4軒と土坑1基が確認されている。竪穴建物からはいずれも北陸地方の後期に並行する土器が出土し、周辺では中期の土器も採集されている。過去には磨製石鍬が採集されている。高稲場遺跡は、岩沢遺跡から南へ1kmほど離れた位置にあり、昭和62年の確認調査では建物、炉跡、溝状遺構、土坑等が検出されている。

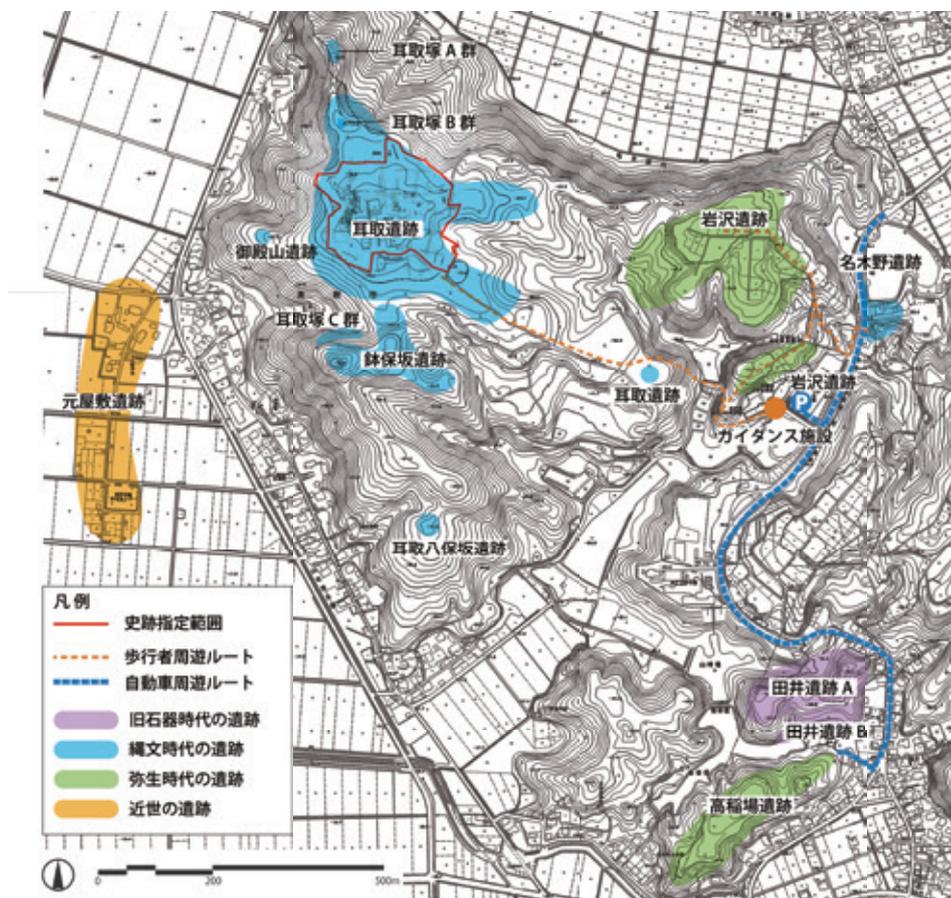


図5-39.本史跡の周辺遺跡との連携